

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町下蔵 (下蔵)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月2日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(4.6ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(1.0ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
また中心となる経営体以外の農業者は、水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。農業の継続が困難となった場合には、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていくこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和62年に完了した団体営土地改良総合整備事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
② 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。				
③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む				
⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する				

4 変更申請履歴

目標地図における農業を担う者が耕作する農地の除外2筆464㎡【農地転用】(令和8年6月)